

効率的、高収益な生産出荷体制を整備したい

事業名	農産園芸共同利用施設整備事業費（いばらきの産地パワーアップ支援事業収益性向上対策）
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備等や機械等のリース導入等を、すべての農作物を対象として支援します。
事業概要	【事業主体】 市町村、公社、土地改良区、農業者、農業者の組織する団体、民間事業者等 【事業内容】 (1) 整備事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設の整備等を支援します。 (2) 基金事業 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入や生産資材の導入等を支援します。 【補助要件】 ・ 支援対象： 地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置付けられている事業主体 ・ 面積要件： 水稻 50ha、麦 30ha、大豆 20ha、いも類 25ha、茶 10ha、果樹 10ha、露地野菜 10ha、施設野菜 5ha、露地花き 5ha、施設花き 3ha、特用林産物 2ha 等であること （中山間地域等においては、要件の緩和あり） ・ 機械のリース導入は、本体価格が 50 万円以上であること。 ・ 施設整備の実施にあたっては、費用対効果の分析を実施し、投資効率が 1.0 以上であること。 【対象経費】 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、果樹の改植に必要な経費、高収益作物・栽培体系への転換に必要な資材導入等に要する経費等 （水稻乾燥調製施設、野菜・果樹集出荷貯蔵施設、農産物加工処理施設、低コスト耐候性ハウス、生産技術高度化施設、GPS 活用型農業機械 等） 【補助限度額・補助率】 ・ 補助限度額： 20 億円以内/事業・年 ・ 補助率： 1/2 以内（ただし、品目や整備する施設等により異なる） 【問合せ先】 お住まいの市町村の農政主管課 最寄りの農林事務所 企画調整部門振興・環境室農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954 露地野菜G TEL：029-301-3950